



令和2年12月25日
住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（12月17日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（12月17日付け）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

一級建築士の懲戒処分について

1 やべ 光信 (登録番号 第132823号)

① 処分の内容

令和3年6月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

(株)大和日建(北海道知事登録(石)第5786号)の業務に関し、一級建築士として、他の一級建築士(以下「甲建築士」という。)に無断で、甲建築士の名義を借用し、北海道内の2物件(A棟及B棟)について、建築士法第20条第2項に規定する証明書に押印し、同条第1項の規定に違反し、A棟について、同証明書の別添の構造計算書である計画変更構造検討書(以下「検討書」という。)及び軸組図に押印し、B棟について、検討書に押印し、軸組図、基礎伏図・1階伏図及び2階～R階伏図に記名押印した。また、一級建築士として、甲建築士に無断で、甲建築士の名義を借用し、A棟及びB棟について、計画変更確認申請書にその他の設計者として記載すること、同条第1項の規定に違反し、検討書に記名することについて他の一級建築士に指示をした。

2 えびこ たつや (登録番号 第221138号)

① 処分の内容

令和3年6月1日から業務停止14日

② 処分の原因となった事実

蛸子多津也建築設計事務所(北海道知事登録(石)第3839号)の業務に関し、一級建築士として、他の一級建築士に無断で、当該他の一級建築士の名義を借用し、北海道内の2物件について、計画変更確認申請書にその他の設計者として記載し、建築士法第20条第1項の規定に違反し、同条第2項に規定する証明書の別添の構造計算書である計画変更構造検討書に記名した。

3 ほりきり まさよし (登録番号 第151101号)

① 処分の内容

令和3年6月1日から業務停止14日

② 処分の原因となった事実

一級建築士として、他の一級建築士に無断で、当該他の一級建築士の名義を借用し、北海道内の2物件について、建築士法第20条第2項に規定する証明書に記名した。

以上